

## 第 8 2 号議案

芦屋市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

芦屋市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成 2 9 年 1 2 月 1 2 日提出

芦屋市長 山 中 健

### 提案理由

一般職の職員に準じ、特別職の期末手当に係る支給率を改定するとともに、市長、副市長及び教育長の期末手当に係る減額割合を改定するため、この条例を制定しようとするもの。

芦屋市条例第 号

芦屋市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例

(芦屋市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

第1条 芦屋市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年芦屋市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の222.5」を「100分の232.5」に改める。

第2条 芦屋市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の207.5」を「100分の212.5」に、「100分の232.5」を「100分の227.5」に改める。

(芦屋市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第3条 芦屋市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例（昭和43年芦屋市条例第33号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「100分の222.5」を「100分の232.5」に改める。

第4条 芦屋市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「100分の207.5」を「100分の212.5」に、「100分の232.5」を「100分の227.5」に改める。

付則第4項中「平成27年12月1日」を「平成30年4月1日」に、「平成30年3月31日」を「平成32年3月31日」に、「100分の10」を「10

0分の8」に、「100分の5」を「100分の4」に改める。

(芦屋市病院事業管理者の給与等に関する条例の一部改正)

第5条 芦屋市病院事業管理者の給与等に関する条例（平成21年芦屋市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第2条第6項中「100分の222.5」を「100分の232.5」に改める。

第6条 芦屋市病院事業管理者の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条第6項中「100分の207.5」を「100分の212.5」に、「100分の232.5」を「100分の227.5」に改める。

## 附 則

(施行期日等)

- 1 この条例中第1条、第3条及び第5条の規定は公布の日から、第2条、第4条及び第6条の規定は平成30年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の芦屋市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例、第3条の規定による改正後の芦屋市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例及び第5条の規定による改正後の芦屋市病院事業管理者の給与等に関する条例（以下「改正後の議員報酬条例等」という。）の規定は、平成29年12月1日から適用する。

(期末手当の内払)

- 3 改正後の議員報酬条例等の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の芦屋市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例、第3条の規定による改正前の芦屋市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例及び第5条の規定による改正前の芦屋市病院事業管理者の給与等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の議員報酬条例等の規定による期末手当の内払とみなす。

## 参 照

### 芦屋市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部改正要綱

#### 1 改正の趣旨

一般職の職員に準じ、特別職の期末手当に係る支給率を改定するとともに、市長、副市長及び教育長の期末手当に係る減額割合を改定するため、この条例を制定しようとするもの。

#### 2 改正の内容

##### (1) 平成29年12月期の期末手当の支給率の改定

(第1条、第3条及び第5条関係)

次に掲げる条例を改正し、次の表のとおり支給率を引き上げる。

ア 芦屋市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例

イ 芦屋市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例

ウ 芦屋市病院事業管理者の給与等に関する条例

	改正案 (公布の日施行)		現 行	
	6月期	12月期	6月期	12月期
	支給率	支給率	支給率	支給率
市議会議員	207.5/100	232.5/100	207.5/100	222.5/100
市長、副市長、教育長				
病院事業管理者				

※ 平成27年12月1日から平成30年3月31日までの期末手当の額について、上記により算定された額から市長及び副市長は100分の10を、教育長は100分の5を減額している。

(2) 平成30年度以後の期末手当の支給率の改定

(第2条, 第4条及び第6条関係)

(1)に掲げる条例を改正し, 次の表のとおり6月期の支給率を引き上げ, 12月期の支給率を引き下げる。

	改正案 (平成30年4月1日施行)		改正案 (公布の日施行)	
	6月期	12月期	6月期	12月期
	支給率	支給率	支給率	支給率
市議会議員	212.5/100	227.5/100	207.5/100	232.5/100
市長, 副市長, 教育長				
病院事業管理者				

(3) 市長, 副市長及び教育長の期末手当の減額割合を次のとおり改定する。

(第4条関係)

	改正案		現行	
	減額割合	減額期間	減額割合	減額期間
市長, 副市長	8/100	平成30年4月1日～ 平成32年3月31日	10/100	平成27年12月1日～ 平成30年3月31日
教育長	4/100		5/100	

3 施行期日等

- (1) 2(1)の規定 公布の日から施行し, 平成29年12月1日から適用する。
- (2) 2(2)及び(3)の規定 平成30年4月1日
- (3) 2(1)の規定を適用する場合においては, 改正前の条例の規定に基づいて支給された期末手当は, 改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

## 芦屋市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例新旧対照表（公布の日施行分）

（下線部分は、改正部分）

改正案	現 行																				
<p>（期末手当）</p> <p>第5条 （省略）</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、除名、死亡又は議会の解散その他の理由により失職した日現在）において同項に規定する者が受けるべき議員報酬の月額及び当該議員報酬の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合においては100分の207.5を、12月に支給する場合においては<u>100分の232.5</u>を乗じて得た額に、それぞれ前項の基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任期満了の日又は議会の解散による任期終了の日に在職した議員で、当該任期満了又は議会の解散による選挙により再び議員となつたものの受ける当該期末手当の額の計算については、これらの者は、引き続き議員の職にあつたものとみなす。</p>	<p>（期末手当）</p> <p>第5条 （省略）</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、除名、死亡又は議会の解散その他の理由により失職した日現在）において同項に規定する者が受けるべき議員報酬の月額及び当該議員報酬の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合においては100分の207.5を、12月に支給する場合においては<u>100分の222.5</u>を乗じて得た額に、それぞれ前項の基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任期満了の日又は議会の解散による任期終了の日に在職した議員で、当該任期満了又は議会の解散による選挙により再び議員となつたものの受ける当該期末手当の額の計算については、これらの者は、引き続き議員の職にあつたものとみなす。</p>																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="235 1093 696 1134">在職期間</th> <th data-bbox="703 1093 1106 1134">割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="235 1139 696 1181">6月</td> <td data-bbox="703 1139 1106 1181">100分の100</td> </tr> <tr> <td data-bbox="235 1185 696 1227">5月以上6月未満</td> <td data-bbox="703 1185 1106 1227">100分の80</td> </tr> <tr> <td data-bbox="235 1232 696 1273">3月以上5月未満</td> <td data-bbox="703 1232 1106 1273">100分の60</td> </tr> <tr> <td data-bbox="235 1278 696 1319">3月未満</td> <td data-bbox="703 1278 1106 1319">100分の30</td> </tr> </tbody> </table>	在職期間	割合	6月	100分の100	5月以上6月未満	100分の80	3月以上5月未満	100分の60	3月未満	100分の30	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1131 1093 1592 1134">在職期間</th> <th data-bbox="1599 1093 2002 1134">割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1131 1139 1592 1181">6月</td> <td data-bbox="1599 1139 2002 1181">100分の100</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1131 1185 1592 1227">5月以上6月未満</td> <td data-bbox="1599 1185 2002 1227">100分の80</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1131 1232 1592 1273">3月以上5月未満</td> <td data-bbox="1599 1232 2002 1273">100分の60</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1131 1278 1592 1319">3月未満</td> <td data-bbox="1599 1278 2002 1319">100分の30</td> </tr> </tbody> </table>	在職期間	割合	6月	100分の100	5月以上6月未満	100分の80	3月以上5月未満	100分の60	3月未満	100分の30
在職期間	割合																				
6月	100分の100																				
5月以上6月未満	100分の80																				
3月以上5月未満	100分の60																				
3月未満	100分の30																				
在職期間	割合																				
6月	100分の100																				
5月以上6月未満	100分の80																				
3月以上5月未満	100分の60																				
3月未満	100分の30																				

芦屋市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例新旧対照表（平成30年4月1日施行分）

（下線部分は、改正部分）

改正案		現 行	
<p>（期末手当）</p> <p>第5条 （省略）</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、除名、死亡又は議会の解散その他の理由により失職した日現在）において同項に規定する者が受けるべき議員報酬の月額及び当該議員報酬の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合においては<u>100分の212.5</u>を、12月に支給する場合においては<u>100分の227.5</u>を乗じて得た額に、それぞれ前項の基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任期満了の日又は議会の解散による任期終了の日に在職した議員で、当該任期満了又は議会の解散による選挙により再び議員となつたものの受ける当該期末手当の額の計算については、これらの者は、引き続き議員の職にあつたものとみなす。</p>		<p>（期末手当）</p> <p>第5条 （省略）</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、除名、死亡又は議会の解散その他の理由により失職した日現在）において同項に規定する者が受けるべき議員報酬の月額及び当該議員報酬の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合においては<u>100分の207.5</u>を、12月に支給する場合においては<u>100分の232.5</u>を乗じて得た額に、それぞれ前項の基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任期満了の日又は議会の解散による任期終了の日に在職した議員で、当該任期満了又は議会の解散による選挙により再び議員となつたものの受ける当該期末手当の額の計算については、これらの者は、引き続き議員の職にあつたものとみなす。</p>	
在職期間	割合	在職期間	割合
6月	100分の100	6月	100分の100
5月以上6月未満	100分の80	5月以上6月未満	100分の80
3月以上5月未満	100分の60	3月以上5月未満	100分の60
3月未満	100分の30	3月未満	100分の30

芦屋市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例新旧対照表（公布の日施行分）

（下線部分は、改正部分）

改正案	現 行																				
<p>（期末手当）</p> <p>第4条 （省略）</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した特別職の職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在）において特別職の職員が受けるべき給料月額に、当該月額に100分の20を乗じて得た額を加算した額に、6月に支給する場合においては100分の207.5、12月に支給する場合においては<u>100分の232.5</u>を乗じて得た額に、それぞれ前項の基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">在職期間</th> <th style="text-align: center;">割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6月</td> <td>100分の100</td> </tr> <tr> <td>5月以上6月未満</td> <td>100分の80</td> </tr> <tr> <td>3月以上5月未満</td> <td>100分の60</td> </tr> <tr> <td>3月未満</td> <td>100分の30</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 （省略）</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>（期末手当の額の特例）</p> <p>4 期末手当の額は、第4条第2項の規定にかかわらず、平成27年12月1日から平成30年3月31日までの間、同項の規定により算定された額から市長及び副市長にあつては当該額に100分の10を、教育長にあつては当該額に100分の5を乗じて得た額を減じて得た額とする。</p>	在職期間	割合	6月	100分の100	5月以上6月未満	100分の80	3月以上5月未満	100分の60	3月未満	100分の30	<p>（期末手当）</p> <p>第4条 （省略）</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した特別職の職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在）において特別職の職員が受けるべき給料月額に、当該月額に100分の20を乗じて得た額を加算した額に、6月に支給する場合においては100分の207.5、12月に支給する場合においては<u>100分の222.5</u>を乗じて得た額に、それぞれ前項の基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">在職期間</th> <th style="text-align: center;">割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6月</td> <td>100分の100</td> </tr> <tr> <td>5月以上6月未満</td> <td>100分の80</td> </tr> <tr> <td>3月以上5月未満</td> <td>100分の60</td> </tr> <tr> <td>3月未満</td> <td>100分の30</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 （省略）</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>（期末手当の額の特例）</p> <p>4 期末手当の額は、第4条第2項の規定にかかわらず、平成27年12月1日から平成30年3月31日までの間、同項の規定により算定された額から市長及び副市長にあつては当該額に100分の10を、教育長にあつては当該額に100分の5を乗じて得た額を減じて得た額とする。</p>	在職期間	割合	6月	100分の100	5月以上6月未満	100分の80	3月以上5月未満	100分の60	3月未満	100分の30
在職期間	割合																				
6月	100分の100																				
5月以上6月未満	100分の80																				
3月以上5月未満	100分の60																				
3月未満	100分の30																				
在職期間	割合																				
6月	100分の100																				
5月以上6月未満	100分の80																				
3月以上5月未満	100分の60																				
3月未満	100分の30																				



芦屋市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例新旧対照表（平成30年4月1日施行分）

（下線部分は、改正部分）

改正案	現 行																				
<p>（期末手当）</p> <p>第4条 （省略）</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した特別職の職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在）において特別職の職員が受けるべき給料月額に、当該月額に100分の20を乗じて得た額を加算した額に、6月に支給する場合においては<u>100分の212.5</u>、12月に支給する場合においては<u>100分の227.5</u>を乗じて得た額に、それぞれ前項の基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">在職期間</th> <th style="text-align: center;">割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6月</td> <td>100分の100</td> </tr> <tr> <td>5月以上6月未満</td> <td>100分の80</td> </tr> <tr> <td>3月以上5月未満</td> <td>100分の60</td> </tr> <tr> <td>3月未満</td> <td>100分の30</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 （省略）</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>（期末手当の額の特例）</p> <p>4 期末手当の額は、第4条第2項の規定にかかわらず、<u>平成30年4月1日</u>から<u>平成32年3月31日</u>までの間、同項の規定により算定された額から市長及び副市長にあつては当該額に<u>100分の8</u>を、教育長にあつては当該額に<u>100分の4</u>を乗じて得た額を減じて得た額とする。</p>	在職期間	割合	6月	100分の100	5月以上6月未満	100分の80	3月以上5月未満	100分の60	3月未満	100分の30	<p>（期末手当）</p> <p>第4条 （省略）</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した特別職の職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在）において特別職の職員が受けるべき給料月額に、当該月額に100分の20を乗じて得た額を加算した額に、6月に支給する場合においては<u>100分の207.5</u>、12月に支給する場合においては<u>100分の232.5</u>を乗じて得た額に、それぞれ前項の基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">在職期間</th> <th style="text-align: center;">割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6月</td> <td>100分の100</td> </tr> <tr> <td>5月以上6月未満</td> <td>100分の80</td> </tr> <tr> <td>3月以上5月未満</td> <td>100分の60</td> </tr> <tr> <td>3月未満</td> <td>100分の30</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 （省略）</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>（期末手当の額の特例）</p> <p>4 期末手当の額は、第4条第2項の規定にかかわらず、<u>平成27年12月1日</u>から<u>平成30年3月31日</u>までの間、同項の規定により算定された額から市長及び副市長にあつては当該額に<u>100分の10</u>を、教育長にあつては当該額に<u>100分の5</u>を乗じて得た額を減じて得た額とする。</p>	在職期間	割合	6月	100分の100	5月以上6月未満	100分の80	3月以上5月未満	100分の60	3月未満	100分の30
在職期間	割合																				
6月	100分の100																				
5月以上6月未満	100分の80																				
3月以上5月未満	100分の60																				
3月未満	100分の30																				
在職期間	割合																				
6月	100分の100																				
5月以上6月未満	100分の80																				
3月以上5月未満	100分の60																				
3月未満	100分の30																				

芦屋市病院事業管理者の給与等に関する条例新旧対照表（公布の日施行分）

（下線部分は、改正部分）

改正案		現 行	
（給与） 第2条 （省略） 2～5 （省略） 6 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した場合は、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在）において管理者が受けるべき給料及び地域手当の合計額に、当該合計額に100分の20を乗じて得た額を加算した額に、6月に支給する場合においては100分の207.5、12月に支給する場合においては <u>100分の232.5</u> を乗じて得た額に、それぞれ基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。		（給与） 第2条 （省略） 2～5 （省略） 6 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した場合は、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在）において管理者が受けるべき給料及び地域手当の合計額に、当該合計額に100分の20を乗じて得た額を加算した額に、6月に支給する場合においては100分の207.5、12月に支給する場合においては <u>100分の222.5</u> を乗じて得た額に、それぞれ基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。	
在職期間	割合	在職期間	割合
6月	100分の100	6月	100分の100
5月以上6月未満	100分の80	5月以上6月未満	100分の80
3月以上5月未満	100分の60	3月以上5月未満	100分の60
3月未満	100分の30	3月未満	100分の30
7 （省略）		7 （省略）	

芦屋市病院事業管理者の給与等に関する条例新旧対照表（平成30年4月1日施行分）

（下線部分は、改正部分）

改正案	現 行																				
<p>（給与）</p> <p>第2条 （省略）</p> <p>2～5 （省略）</p> <p>6 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した場合は、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在）において管理者が受けるべき給料及び地域手当の合計額に、当該合計額に100分の20を乗じて得た額を加算した額に、6月に支給する場合においては<u>100分の212.5</u>、12月に支給する場合においては<u>100分の227.5</u>を乗じて得た額に、それぞれ基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">在職期間</th> <th style="text-align: center;">割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6月</td> <td>100分の100</td> </tr> <tr> <td>5月以上6月未満</td> <td>100分の80</td> </tr> <tr> <td>3月以上5月未満</td> <td>100分の60</td> </tr> <tr> <td>3月未満</td> <td>100分の30</td> </tr> </tbody> </table>	在職期間	割合	6月	100分の100	5月以上6月未満	100分の80	3月以上5月未満	100分の60	3月未満	100分の30	<p>（給与）</p> <p>第2条 （省略）</p> <p>2～5 （省略）</p> <p>6 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した場合は、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在）において管理者が受けるべき給料及び地域手当の合計額に、当該合計額に100分の20を乗じて得た額を加算した額に、6月に支給する場合においては<u>100分の207.5</u>、12月に支給する場合においては<u>100分の232.5</u>を乗じて得た額に、それぞれ基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">在職期間</th> <th style="text-align: center;">割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6月</td> <td>100分の100</td> </tr> <tr> <td>5月以上6月未満</td> <td>100分の80</td> </tr> <tr> <td>3月以上5月未満</td> <td>100分の60</td> </tr> <tr> <td>3月未満</td> <td>100分の30</td> </tr> </tbody> </table>	在職期間	割合	6月	100分の100	5月以上6月未満	100分の80	3月以上5月未満	100分の60	3月未満	100分の30
在職期間	割合																				
6月	100分の100																				
5月以上6月未満	100分の80																				
3月以上5月未満	100分の60																				
3月未満	100分の30																				
在職期間	割合																				
6月	100分の100																				
5月以上6月未満	100分の80																				
3月以上5月未満	100分の60																				
3月未満	100分の30																				
7 （省略）	7 （省略）																				